

介護保険サービス事業者の指定申請手続き等について

事業所・施設の指定等に関する申請・届出の期限は以下の通りです。

申請書類	提出期限	
指定申請書	1. 事前相談 指定希望日から <u>2 カ月以上前</u> にお願ひします。 2. 指定申請 事業を開始する前月 <u>1 日まで</u> にお願ひします。 ※加算に関する届出も同時にご提出ください。 3. 指定・通知	例 2/1 事前相談 ↓ 3/1 申請 ↓ 4/1 指定
変更届出書	申請事項に変更があった場合は、変更後、 <u>10 日以内</u> に届け出てください。	
廃止・休止届出書	事業を休止・廃止する場合は、休止又は廃止しようとする日の <u>1 か月前まで</u> に届け出てください。	
再開届出書	再開した日から <u>10 日以内</u> に届け出てください。 ※休止した事業を再開するときは、事前にご相談ください。	
指定更新申請書	指定の有効期限の <u>2 か月前から遅くとも有効期限の 1 か月前まで</u> には申請を行ってください。	
指定辞退届出書	辞退する日の <u>1 か月前まで</u> に、届け出てください。	

加算(減算)の届出と算定開始時期について

サービス	受理日	算定開始日
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	月の初日	当月
	月の初日以外	翌月
・上記以外のサービス	15 日以前	翌月
	16 日以降	翌々月